## 災害時の対応について

### I.防災気象情報等に応じた臨時休園の基準等について(R4.6.9 一部改正)

- 1. 原則として、<u>午前6:00の時点</u>で、下表①~③のいずれかに該当する場合は、 子どもの安全と保護者の安心を第一に考え、<u>臨時休園</u>とします。(**2号認定も同様**)
  - ※ 午前6:00の時点で休園基準に該当していなくても、荒天の予報が出ている場合 は、休園とすることがあります。

	分類	休園基準	
1	特別警報【気象庁が発表】	以下のいずれかの特別警報 … 大雨、暴風、暴風雪、 大雪、波浪、高潮	
2	避難情報【千葉市が発令】	以下のいずれかの避難情報 … 緊急安全確保・避難指示 高齢者等避難	
3	鉄道の計画運休 【JRが発表】	以下のいずれかの運休 ・ <u>全線</u> 計画運休実施中 ・朝の通勤時間帯に <u>全線</u> 計画運休を実施予定	

#### 2. 特別警報などの発表時間等に応じた対応

	状 況	休園等	
1	休園決定後に、 休園基準に該当しなく なった場合	休 園	・午前中の早い段階で解除になった 場合も、その日は休園とします。
	午前6:00を過ぎてから 午前9:00までに 休園基準に該当した場合	原則として、 休 園	
2	登園後に、 休園基準に該当した場合	園長が適宜措置 を講じる	・通常より早い時間のお迎えを依頼 することや、送迎バスの運行に変更 が生じることがあります。その場合 は「れんらくアプリ」でお知らせし ますので、ご協力をお願いします。 ・課外教室は中止とします。
3	午前6:00の直前まで、 休園基準に該当していた 場合	原則として、 通常開園	・園の受入体制の整備に時間を要し、 開園が遅れる場合があります。 その場合は「れんらくアプリ」で お知らせします。

3. 給食費の取扱いについて 自然災害であるため保護者負担となります。

# 災害時の対応について

# Ⅱ.大地震発生時等

幼稚園協会の規定により、

「震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休園」

1	登園前	登園させないでください。	
2	登園・降園の途中	徒歩・車	その時点で帰宅してください。
		園バス	園バスは幼稚園に向かうので、 幼稚園に引き取りに来て下さい。
3	保育中	「園児引き取り者名簿」の登録者が 幼稚園に引き取りに来て下さい。	
4	園外保育中	安全が確認でき次第、すぐに園に戻るので、 ③と同様に、幼稚園に引き取りに来て下さい。	

注) 園から「れんらくアプリ」でメールを送信します。

引き取り者については「園児引き取り者名簿」で確認し、対応します。

※「園児引き取り者名簿」は卒園後に破棄します。

